

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康かるて（予防接種法）
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 保健部 健康推進課・こども家庭センター・児玉総合支所 市民福祉課
個人情報ファイルの利用目的	予防接種法に基づき、対象者の管理、予診票の発行、記録の管理に関する事務
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 電話番号、7 接種履歴
記録範囲	住民基本台帳に登録されている住民
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の市の機関（法令等に定めがある、保護者の同意がある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康かるて（健康増進法）
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 保健部 健康推進課・児玉総合支所 市 民福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	健康増進法に基づき、対象者の管理、受診券の発行、 結果の管理に関する事務
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、 5 住所、6 電話番号、7 受診履歴
記録範囲	住民基本台帳に登録されている住民
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の契約機関、他の医療機関
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康かるて（高齢者の医療の確保に関する法律）
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 保健部 健康推進課・児玉総合支所 市 民福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、対象者 の管理、受診券の発行、結果の管理に関する事務
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、 5 住所、6 電話番号、7 受診履歴
記録範囲	住民基本台帳に登録されている住民
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の契約機関 ・ 他保険者
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る埼玉県との連携事業
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 保健部 健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る埼玉県との連携事業（パルスオキシメーター・食料品等支援）に関する事務
記録項目	1 氏名、2 生年月日等、3 住所、4 電話番号、5 健康状態
記録範囲	新型コロナウイルス感染症の自宅療養者
記録情報の収集方法	他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考	令和4年12月末をもって事業廃止 保存年限5年のため、令和9年度末まで保存	

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	本庄市がん患者アピアランスケア用品購入費助成金申請者台帳
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 保健部健康推進課
個人情報ファイルの利用目的	本庄市がん患者アピアランスケア用品購入費助成金交付要綱に基づく対象者の管理、助成金交付に関する事務
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、 5 電話番号、6 受診履歴、7 納税履歴
記録範囲	本庄市アピアランスケア用品購入費助成金申請者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関（法令等に定めがある、保護者の同意がある） ・ 他の医療機関
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		